

## 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市教育委員会が令和元年11月20日に設置した武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会により令和3年3月に報告された武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会報告書(以下「報告書」という。)で示された今後の実施に向けた8つの提案について、進捗状況を確認し、その成果と課題について検証するため、武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事項について検証し、その結果を武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 報告書に示された提案に対する成果と課題に関すること。
- (2) 長期宿泊体験活動(セカンドスクール及びプレセカンドスクールをいう。)の今後の持続可能な在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認めること。

(組織)

第3条 検証委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織する。

- (1) 学校教育に関する学識経験を有する者 1人
- (2) 武蔵野市立小中学校長 3人
- (3) 武蔵野市立小中学校副校長 2人
- (4) 武蔵野市立小中学校主幹教諭 2人
- (5) 武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者 2人
- (6) 地域関係者 1名
- (7) 教育部指導課長
- (8) 教育部統括指導主事
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 検証委員会に委員長を置き、検証委員会の委員(以下「委員」という。)の互選によりこれを定める。

(検証委員会の会期)

第5条 検証委員会の会期は、令和7年3月31日までとする。

(謝礼)

第6条 第3条第1号、第5号及び第6号に掲げる委員には、検証委員会の会議1回の参加につき12,000円の謝礼を支払う。

(事務局)

第7条 検証委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

2 検証委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

付 則

1 この要綱は、令和6年2月7日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。